

相続アドバイザーへの道

NPO 法人相続アドバイザー協議会

講師：野口 賢次

【相続実務で最も必要なこと】

(1) 傾聴できること

☆ 傾聴すると水面下の氷山が見えてくる⇒本音が出てくると問題の本質が見えてくる。相談者は悩む時、「解決者」でなく、先ず「理解者」の存在を求めている。すぐに答えを出さない。出したら話はそこで止まってしまう。

(2) 相続案件の本質を見抜く目と心を持つ

☆ 法律・財産・税金を一度頭から外し、依頼者の幸せは何かと心から考えると本質が見えてくる。本質が見えれば何をすればよいのか、何をしなければならぬかが分かる。

(3) まずは人間として接すること、次に専門家として接すること。

☆ 専門家として、専門性への信頼だけではならず、人間への信頼も伴って初めて依頼者から頼られる。

目に見えない財産を見過ごさない ⇒ 目に見えない価値を財産（お金）に換算したら時には億の価値になる。

《実例》 ☆財産でなく自分の幸せを選ぶ 西尾案件

【常識と法律は一致するとは限らない】

◎ 法律と常識が一致するとは限らない、そして常識は法律に勝てない、法律のなかで生じたもめ事は法律で解決すればよし、**ところが多くのもめ事や問題は常識のなかで生じている。常識のなかで生じたものを法律で解決すると心にシヨリが生じる。**この認識を持つことは実務家として大切。

◎ 兄弟姉妹の縁を切らせてしまったら実務家として負けである。糸一本でもよいからつなげておくことに自分の全人格をかけて取り組む。**相続実務で一番気にとめていることは兄弟姉妹の縁を切らせないこと。**

☆ 相続で一度切れてしまった兄弟姉妹の縁は2度とつながらない。

☆ 仲の良かった従兄妹にまでも影響が及び縁が切れてしまう。

☆ 晩年になり、ようやく自分達の愚かさに気付き後悔するが元には戻らない。

☆ その後悔を背負いながら旅立っていく。

《実例》 ☆遺言の無効 ☆無効の遺言でも遺産分割に使える
お墓の地図

【相手の痛みを知る】

- 不動産の共有はよくないが相続の実務家は相手の痛みを共有する気持ちが必要。
- 荷物（財産）の大きさは違っても相続人にとってその重みは同じ。
- 介護と相続問題 ⇒ 人の痛みは自分が同じ経験をして初めて分かるもの。
- 介護の先には相続が待っている⇒財産分けの時には介護の現場はない。

【顔は笑顔で心は真剣勝負】

- 実務家が相談者と同じ顔をしてはいけない。相手が深刻になって憔悴しきっている時もある。だからこそ実務家が穏やかな顔を見せることが大切。穏やかな笑顔は相手に安心感を与える。「顔は笑顔で心は真剣勝負」これが相続相談の極意である。

【家族の在り方に関する国民意識の変化】

- ◎昔⇒ 相続の現場で法律用語など出てはこなかった。
- ◎今⇒ 相続人から最初に出てくる言葉は「法定相続分」である。
「遺留分減殺請求（現 遺留分侵害額請求）」「特別受益の持ち戻し」
「寄与分」などの法律用語が当たり前のように出てくる。

◎本来の相続の意味⇒ 相（ ）続（ ）

- ☆その家の良き因は感謝し受け継ぎ、しっかりと次の世代に伝えていく。
- ☆悪しき因は自分の代できっちりと断ち切る。
- ☆財産だけでなく亡くなった方の思いや、良き後ろ姿を引き継いでいくとがもっとも大切である。

- ◎昨今の相続の現状⇒ 相続は単なる「遺産分け」として存在することが多くなった。

【相続争いは勝っても負けても不幸になる】

- これほど子供の教育に悪いものはない。

《実例》 ☆親の相続争いでトラウマになった一人息子

【相続は子育ての集大成】

- ◎ 感謝できる子に育てたら親が残した何にも勝る財産。
- ◎ 子が相続争いをしたら親の子育ての失敗であり、いくら財産や地位を築いても人生の成功者とはいえない。

【相続争いをする相続人の共通点】

- 1、親の財産をもらうのは当たり前だと思っている。
- 2、感謝の気持ちがない。
- 3、自分の幸せに気付いていない。

★相続と贈与には決定的な違いがある

【相続争いなのか兄弟喧嘩なのか】

- ◎ほとんどは多い少ないとの兄弟喧嘩のレベルで本当の相続争いはそんなにあるものではない。テーマが相続なので自分達が相続争いと思い込んでしまう。
- ◎兄弟喧嘩のレベルなら、実務家などが上手にサポートしてあげれば、まだ自分達の努力で解決できる段階である。

【感謝の気持ちと譲る心の大切さ】 相続はこの言葉につきる

素直であれば⇒ 感謝ができる
感謝ができれば⇒ 譲ることができる
譲ることができれば⇒ 円満相続ができる
円満相続ができれば⇒ 幸せになれる

【相続は譲った人が幸せになる】

私が手掛けた相続案件の多くはこれに当てはまる。
この不思議な現象は「振り子の原理」であると知った。

* 原理とは一定の条件（相続）のもとで変わらず成立する関係

《実例》 ☆遺留分減殺請求を防ぐ 花藤案件

《発顕還元の原理》

振り子の姿を思い浮かべてみる、右に大きく振られた錘（オモリ）は必ず左に振り返す。物事はすべてこの振り子と同じように相反する二つの方向に働いて、発する方と還る方に運動している。

☆ 入ったものは出る 出たものは入る。 取れば取られる。
与えれば与えられる。 譲れば譲られる。

【報酬はバルクで考える】 報酬は案件ごとに個別に考えない。

- ◎ 相続の報酬は各案件ごとではなくバルクで考える。
- 良き仕事をすればお金は必ず後からついてくる。

《実例》 ☆一番小さい仕事⇒ 遺産総額 20万円
☆一番大きい仕事⇒ 遺産総額 20億円

【徳は徳で掘り起こす】 感謝の気持ちと譲る心の大切さ！

相続での「感謝と譲る心」は飛行機の両輪である。

- 譲る心・感謝の気持ちは誰もが持っている「隠れた徳」である。

【財産に振り回されない】

ご先祖様や親から預かってきた財産は相続人に伝えて行くべき大切な財産には違いありません。しかし、その財産のために自分や相続人の大切な人生が振り回されてしまったら意味がありません。

一番大切なのは、財産を持っている人や人生そのものです。その人生に役立つ財産であってこそはじめて意味があります。

たとえ少なくとも相続できた財産に感謝し、自分の人生観や価値観にもとづき心にゆとりある人生を楽しみ、その相（すがた）を次の世代に伝えていく、こうした考えかたこそが本来の相続の姿ではないかと思えます。